

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議設置要領

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号。以下「法」という。）第11条及び第12条の規定に基づき策定する「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を総合的に推進するため、船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において、「ひとり親家庭等」とは、法第6条第4項及び第5項に定める「寡婦」及び「母子家庭等」をいう。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、こども家庭部長及び別表に規定する者により組織する。

(所掌事項)

第4条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 計画の課題に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(会議)

第5条 こども家庭部長は、連絡調整会議の座長となり会議を主宰する。

2 座長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局こども家庭部こども家庭支援課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営について必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

市民生活部	市民協働課長
経済部	商工振興課長
建設局建築部	住宅政策課長
健康福祉局福祉サービス部	福祉政策課長
	地域福祉課長
	生活支援課長
健康福祉局こども家庭部	こども政策課長
	こども家庭支援課長
	子育て給付課長
	児童相談所開設準備課長
	保育運営課長
	保育入園課長
	地域子育て支援課長
教育委員会学校教育部	学務課長